【別紙】

項目		レベル2における対応事項等	12/13 時点ガイドラインからの変更・追加点
P1 1 (1)	基本的な感染 症対策の実施 について		・生徒のみではなく、同居家族も含むよう変更
		・家庭と連携し、登校前の毎朝の検温、体温の記録及び風邪症状の確認を徹底すること。	・登校前の確認を徹底するよう追記
		・登校前に確認できなかった生徒については、できる限り校舎に入る前に検温及び風邪症状の確認をすること。 (衛生管理マニュアル P22) (R3.8.20 事務連絡 P3)	・登校前に確認できなかった生徒について「教室に入る前の保健室等での確認」を「できる限り校舎に入る前に確認」に変更
P2 1	授業等教育活動を行うにあた		•左記事項を追加
(2)	っての注意事項について		・保護者への情報提供や、偏見や差別が生じないよう留意することを追記
P4	清掃時間や休		•左記事項を追加
(3)	憩時間等における注意事項について		

項目		レベル2における対応事項等	12/13 時点ガイドラインからの変更・追加点
P7 3 (3)	実技指導や実 習等を伴う教科 の指導について		 ・なお書きを追加 ・各課共通、理科、美術、家庭科、保健体育の項目や(★)を追加
P7 3 (4)	体育の授業での 実技について	体育の授業は、可能な限り感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動を行っこととするが、次の事項に留意の上、適切に実施すること。なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあっては、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行ってもよい。また、直近の一週間において感染者が確認されている地域にあっては、より慎重に判断すること。・「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」については、特に感染リスクが高いことから、実施について慎重に検討すること。(衛生管理マニュアル P51-52)(R3.8.20 事務連絡 P5)	・「通常の学習活動」を「感染リスクの低い活動」へ変更 ・なお書き以降を追加 ・「可能な限り感染症対策を行った上で実施を検討」を 「特に感染リスクが高いことから実施について慎重に検 討」へ変更
P9 4	学校行事の実 施について	地域の感染状況等を踏まえ、感染症対策の確実な実施や保護者などの理解・協力を前提に、実施に向けて検討を行うこと。その実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。(R3.8.20事務連絡P6)	・左記事項を追加

【別紙】

項目		レベル2における対応事項等	12/13 時点ガイドラインからの変更・追加点
P10 5	部活動について	・顧問の教師や部活動指導員に委ねるのではなく、学校の管理職や設置者が顧問等から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断するなど、責任を持って一層の感染症対策に取り組むこと。(R3.8.20 事務連絡 P5)	•左記事項を追加
		・日常の部活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動を行うこととするが、次の事項に留意の上、適切に実施すること。 なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあっては、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行ってもよい。また、直近の一週間において感染者が確認されている地域にあっては、より慎重に判断すること。	・「通常の活動」を「感染リスクの低い活動」へ変更・なお書き以降を追加
		・「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」、「向かい合って発声したりする活動」については、特に感染リスクが高いことから、実施について慎重に検討すること。 (衛生管理マニュアル P53)	
		・その他、令和4年1月12日付け島教保第304号「部活動における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)」に示した内容も踏まえ検討すること。	・最新の通知を明示
P14 8 (1)	生徒の出欠の取扱いについて	同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合も登校を控えるようにし、出席停止として取り扱うこと。(衛生管理マニュアル P47)	•左記事項を追加

【別紙】

項目		レベル2における対応事項等	12/13 時点ガイドラインからの変更・追加点
P16 9	教職員の感染 症対策につい	・風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅での休養を徹底すること。同居の家族に同様の症状が見られる場合も出勤を控えるようにすること。(衛生管理マニュアル P48) (R3.8.20 事務連絡 P3,6)	・同居の家族について追加
		・既にワクチンを接種した教職員においても、3密の回避、マスクの着用、手洗い等の基本的な感染症対策の徹底を継続すること。(R3.8.20 事務連絡 P4) ・教職員が急遽出勤できなくなる可能性も想定し、業務の内容や進捗等の情報共	•左記事項を追加
		有を日頃から行うこと。(R3.8.20 事務連絡 P7) ・教職員の食事の場面では、飛沫を飛ばさないような席の配置とし、原則として会話を控え、食事後の歓談時にはマスクを着用する。(R3.8.20 事務連絡 P7) ・出張については、県教育委員会から通知する最新の「新型コロナウイルス感染症にかかる県民への依頼内容の周知徹底及び教職員の出張等の取扱いについて」に基づいて対応すること。	・県外出張の取扱いを変更

※表中の「衛生管理マニュアル」は、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」2021.11.22 Ver.7

「R3.8.20 事務連絡」は、令和3年8月20日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」を示している